

議案第45号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条及び第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成27年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	1	小 田 栄 第 1 3 号 線	川崎区小田栄2丁目 川崎区小田栄2丁目	3番 24先 1番 1先
2	2	港 町 第 1 2 号 線	川崎区港町 川崎区港町	1番 13先 1番 3先
3	3	東 古 市 場 第 2 4 号 線	幸 区 東古市場 幸 区 東古市場	62番 23先 62番 29先
4	4	久 末 第 2 6 4 号 線	高津区久末 高津区久末	2025番 3先 2025番 7先
5	5	馬 絹 第 1 9 0 号 線	宮前区馬絹 宮前区馬絹	1238番 26先 1238番 5先
6	6	菅 生 第 8 2 4 号 線	宮前区菅生5丁目 宮前区菅生5丁目	1161番 1先 1169番 5先
7	7	菅 生 ケ 丘 第 7 号 線	宮前区菅生ヶ丘 宮前区菅生ヶ丘	2171番 54先 2171番 37先
8	7	菅 生 ケ 丘 第 8 号 線	宮前区菅生ヶ丘 宮前区菅生ヶ丘	2171番 46先 2171番 45先
9	8	東 有 馬 第 2 号 線	宮前区東有馬1丁目 宮前区東有馬1丁目	2340番 67先 2340番 5先

10	9	宿 河 原 第 2 9 1 号線	多摩区 宿河原 2 丁目 多摩区 宿河原 2 丁目	3 8 5 番 3 7 8 番	先 1 先
11	10	長 尾 第 1 7 2 号線	多摩区 長尾 3 丁目 多摩区 長尾 3 丁目	1 2 0 1 番 1 1 9 8 番	1 先 5 先
12	11	岡 上 第 1 7 0 号線	麻生区 岡上 麻生区 岡上	1 4 5 9 番 1 4 5 9 番	7 先 1 3 先
13	11	岡 上 第 1 7 1 号線	麻生区 岡上 麻生区 岡上	1 4 6 2 番 1 4 5 8 番	9 4 先 8 先
14	12	岡 上 第 1 7 2 号線	麻生区 岡上 麻生区 岡上	1 番 2 7 3 番	1 先 1 先
15	13	片 平 第 3 3 8 号線	麻生区 片平 6 丁目 麻生区 片平 6 丁目	3 番 3 番	3 2 先 3 6 先
16	13	片 平 第 3 3 9 号線	麻生区 片平 6 丁目 麻生区 片平 6 丁目	3 番 3 番	4 0 先 2 1 先
17	14	白 鳥 第 8 3 号線	麻生区 白鳥 4 丁目 麻生区 白鳥 4 丁目	3 9 8 番 3 9 8 番	1 4 先 1 1 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点	
18	15	有 馬 第 2 7 1 号線	宮前区 東有馬 4 丁目 宮前区 東有馬 4 丁目	3 5 7 番 3 6 0 番	1 先 1 先
19	16	宿 河 原 第 1 9 4 号線	多摩区 宿河原 2 丁目 多摩区 宿河原 2 丁目	3 8 5 番 3 7 8 番	先 1 先
20	17	上 麻 生 第 1 5 7 号線	麻生区 上麻生 6 丁目 麻生区 上麻生 6 丁目	4 6 9 番 4 6 8 番	5 先 1 先

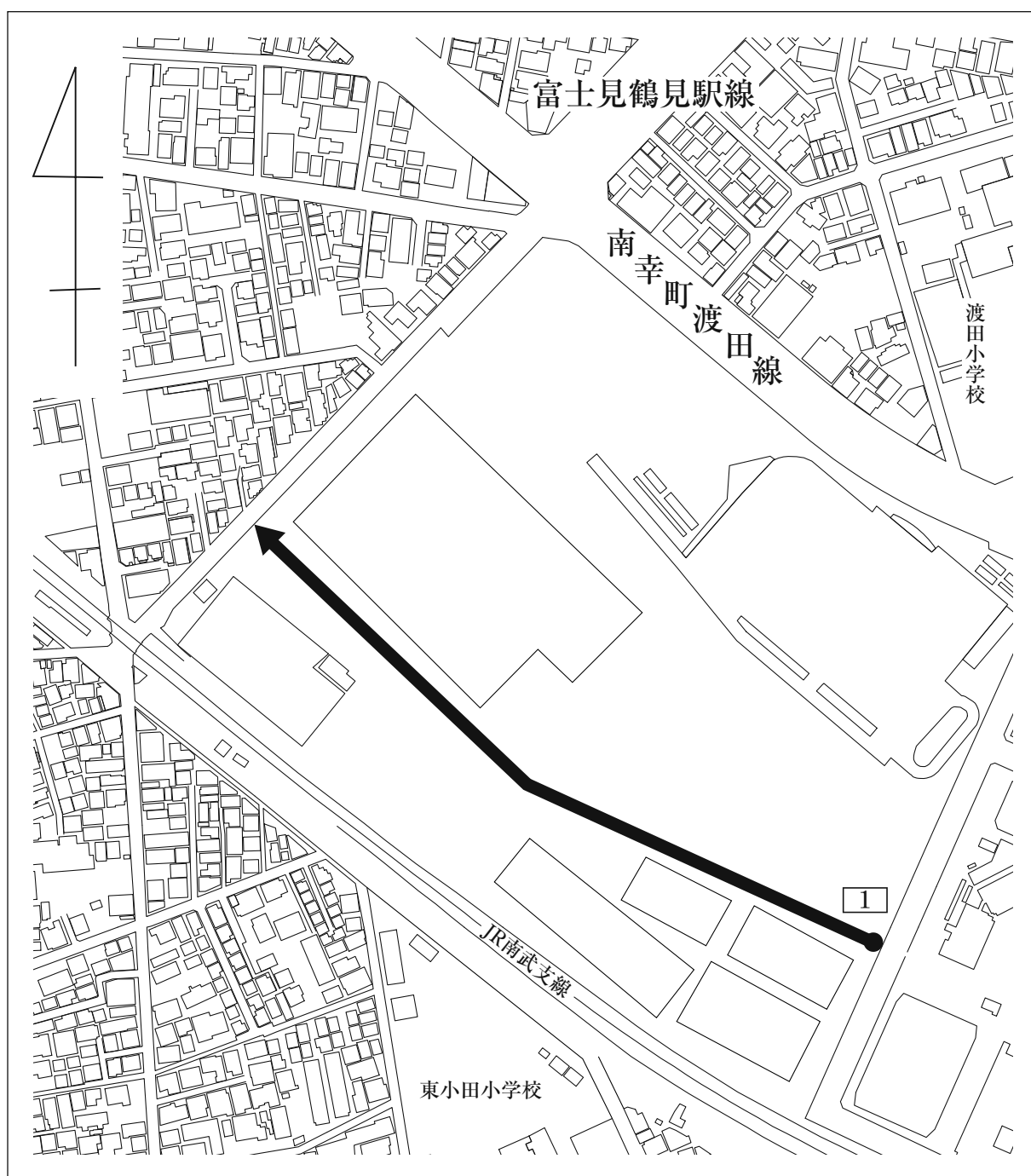
認定理由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業及び寄附により設置された道路で、一般交通に必要な
なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区小田栄2丁目地内）

整理番号 1



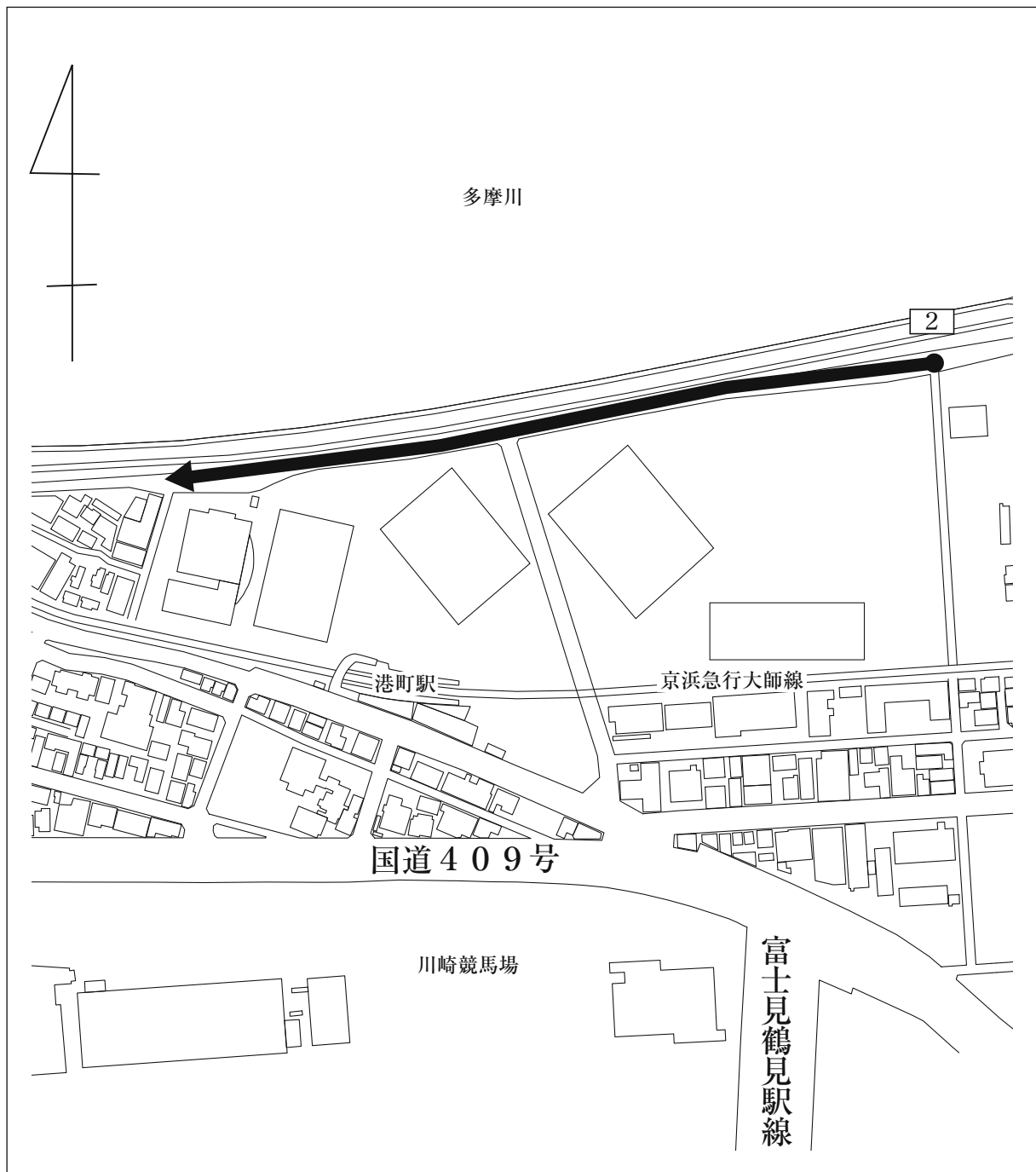
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、既設の河川管理用通路を河川管理者と協議のうえ新たに拡幅整備した道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区港町地内）

整理番号 2



認定理由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（幸区東古市場地内）

整理番号 3



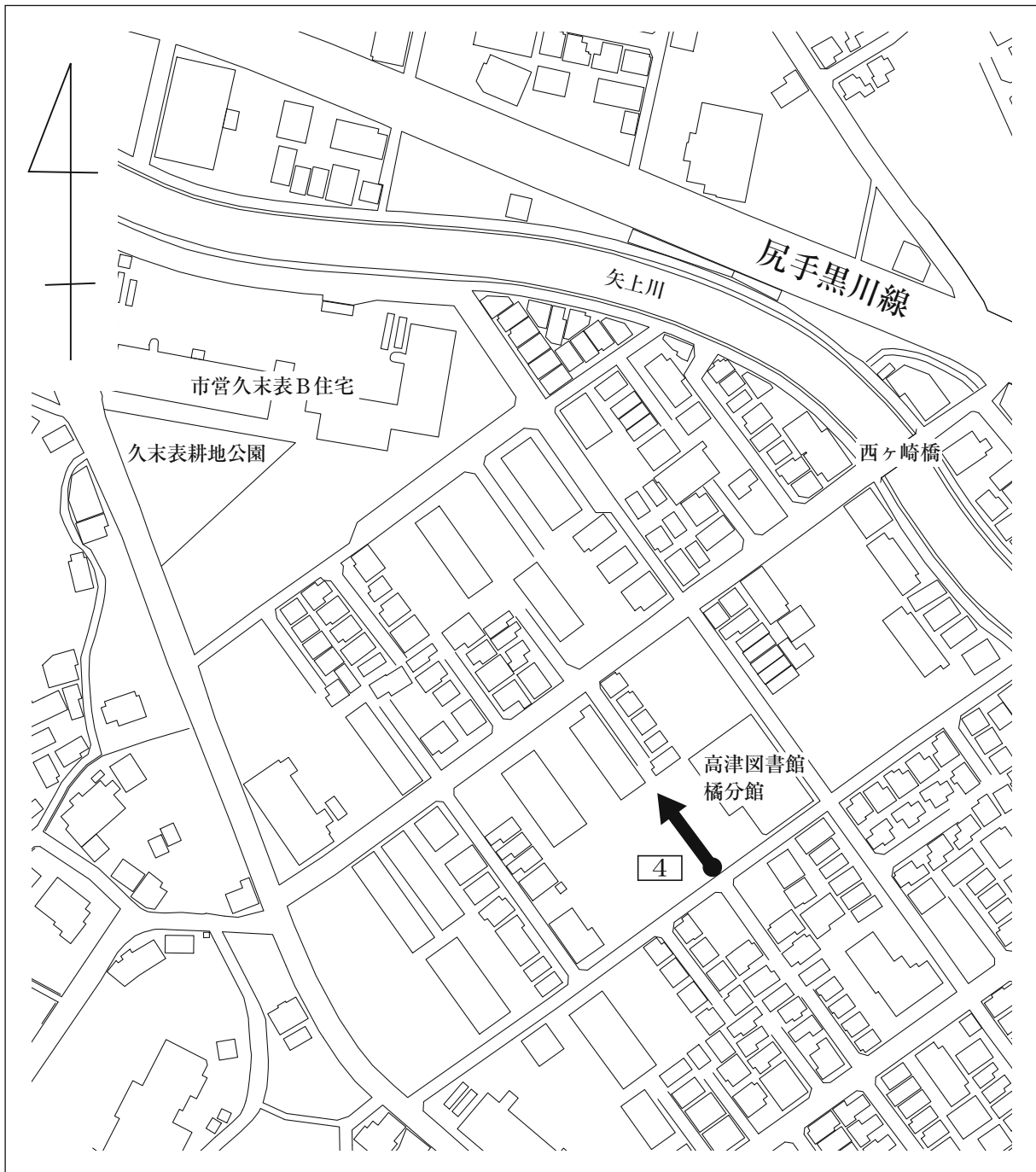
認定理由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区久末地内）

整理番号 4



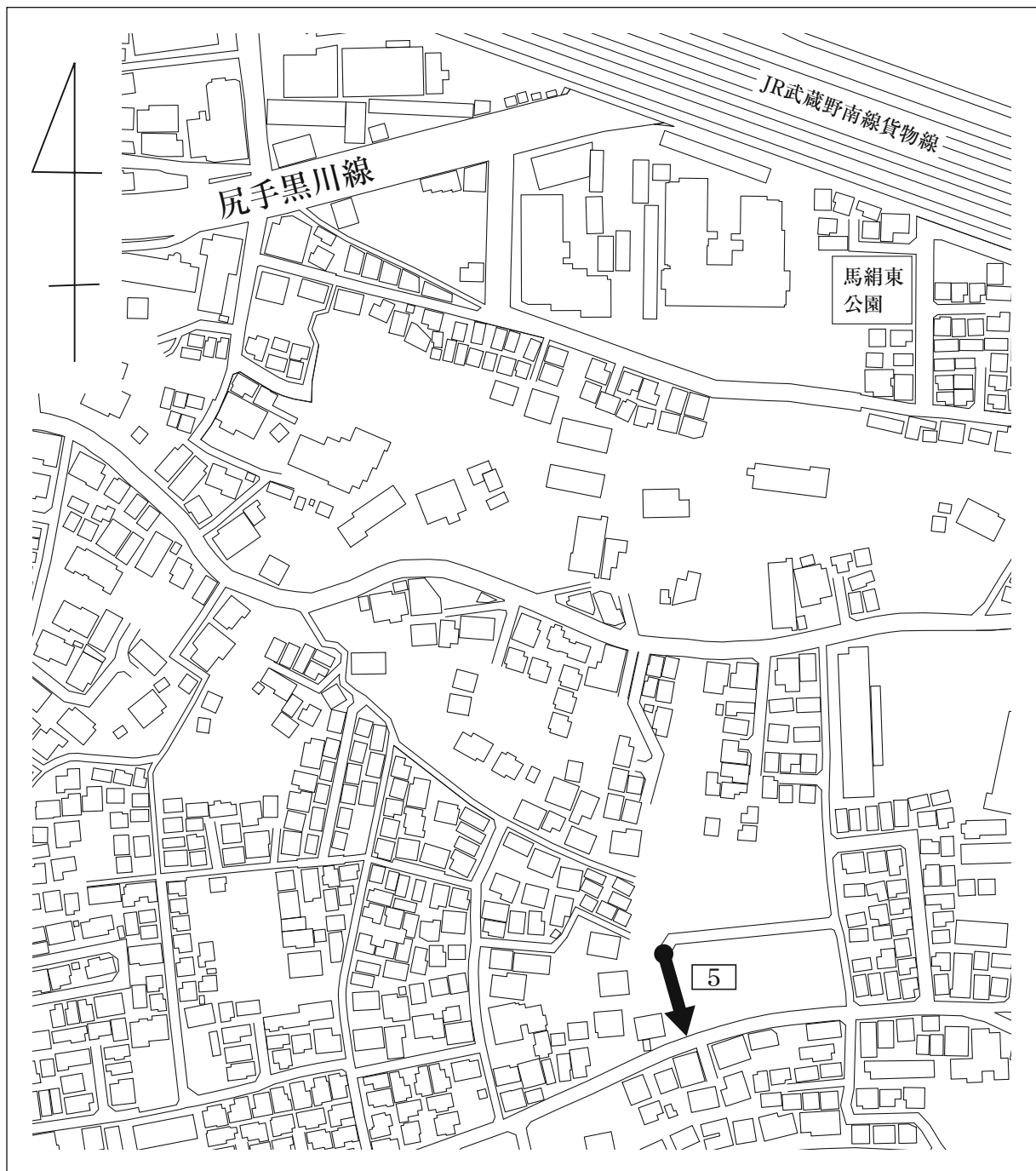
認定理由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区馬絹地内）

整理番号 5



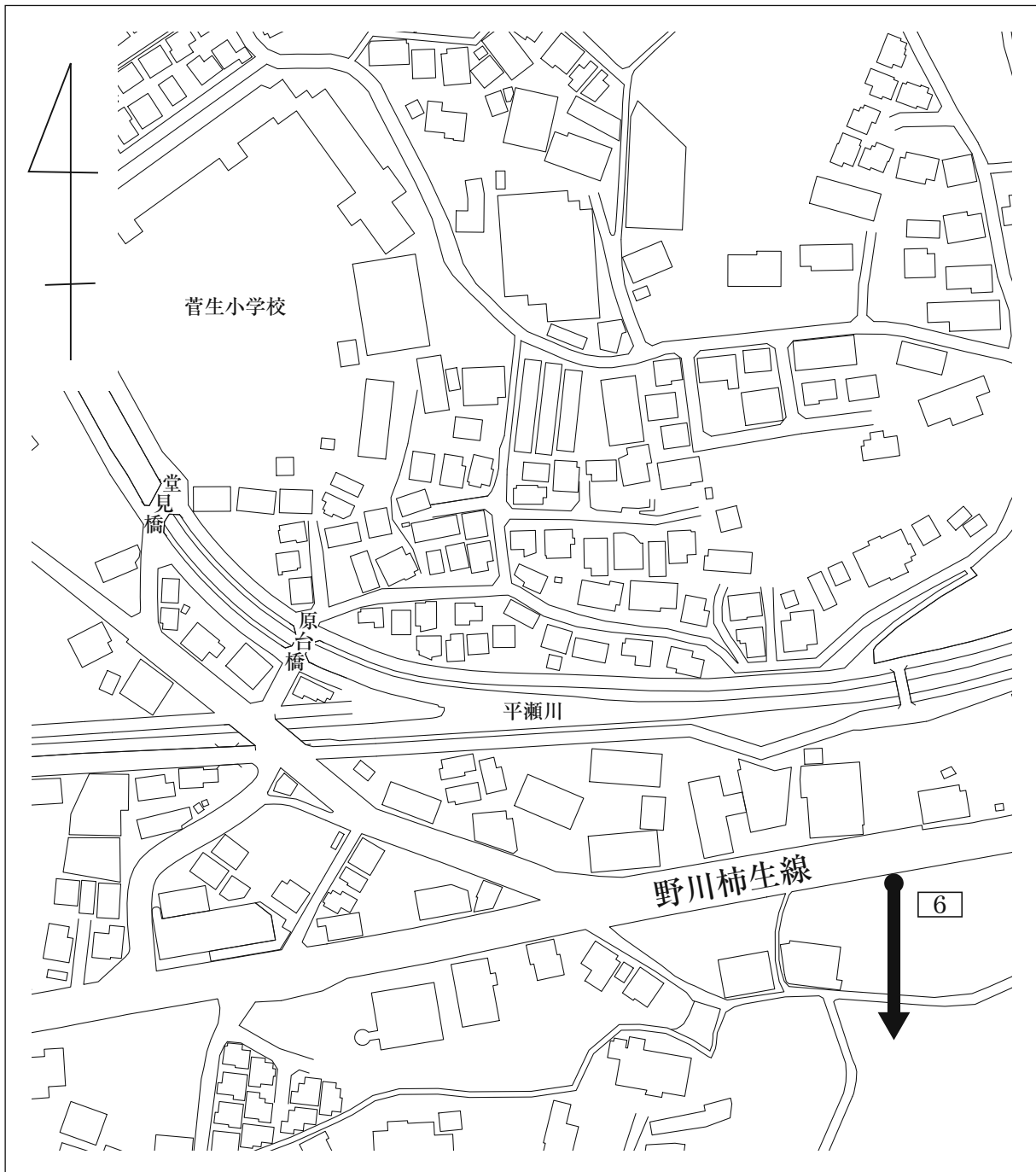
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区菅生5丁目地内）

整理番号 6



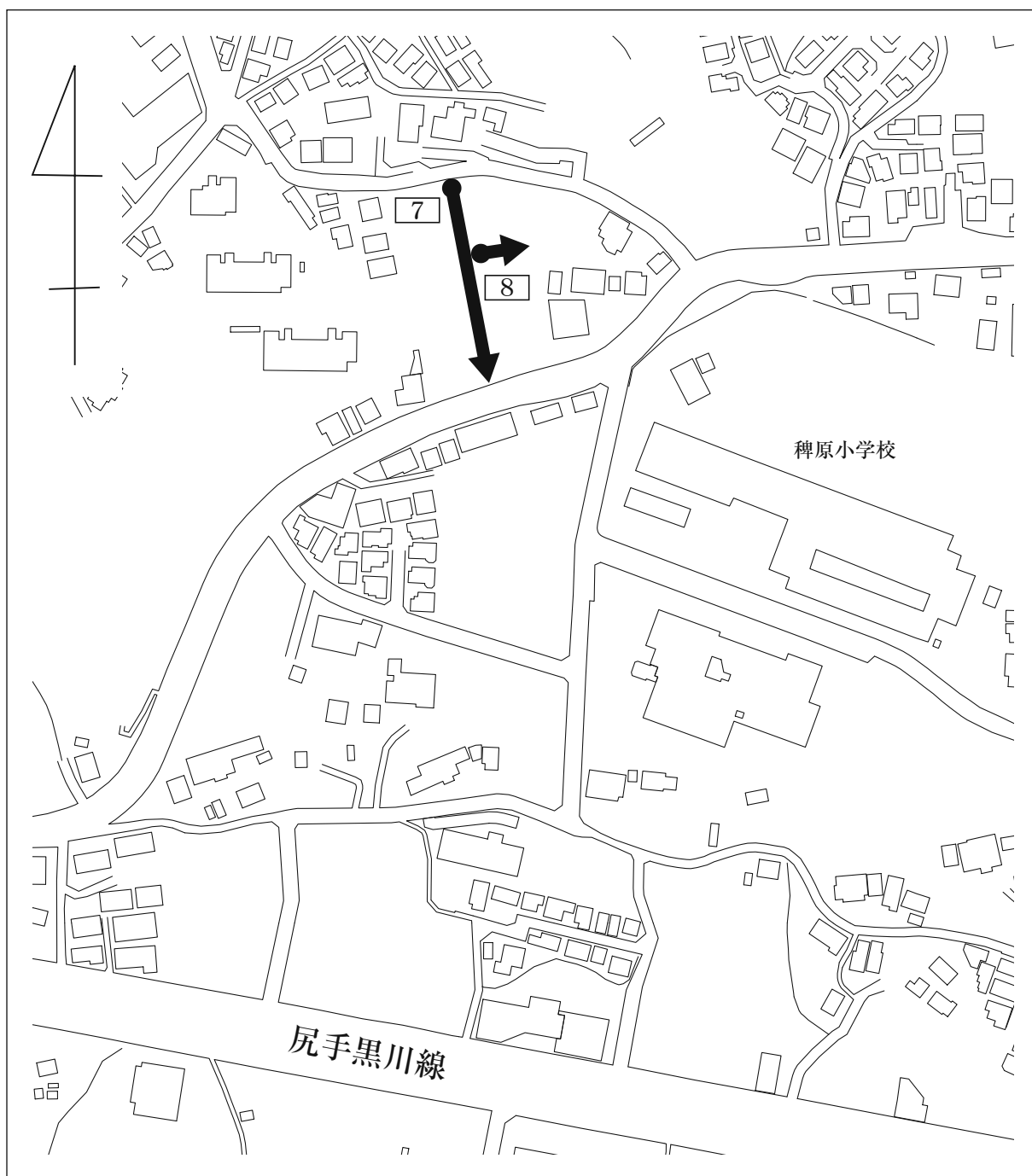
認定理由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区菅生ヶ丘地内）

整理番号 7、8



認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区東有馬 1 丁目地内）

整理番号 9



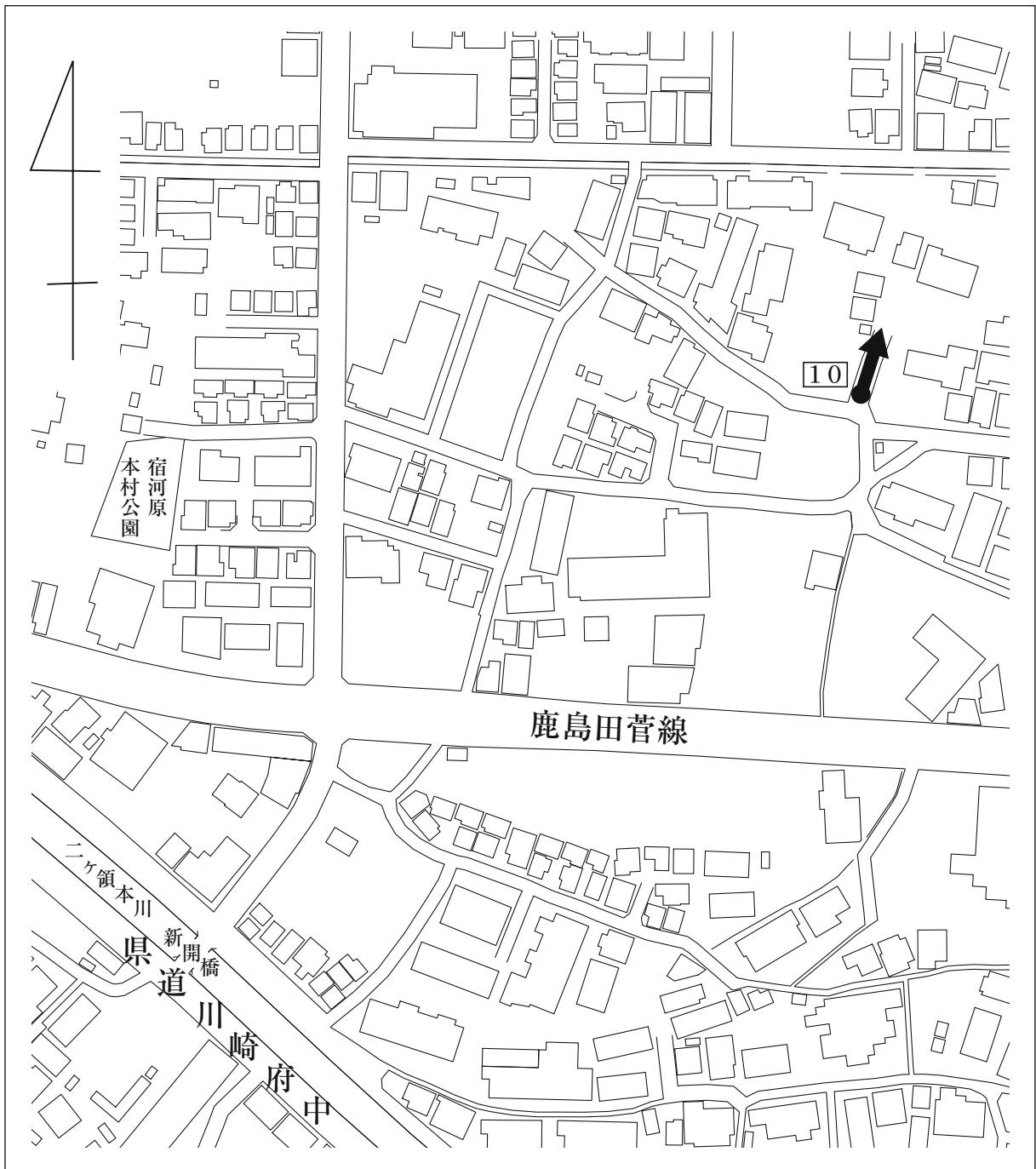
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止するが、残置路線は一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区宿河原2丁目地内）

整理番号10



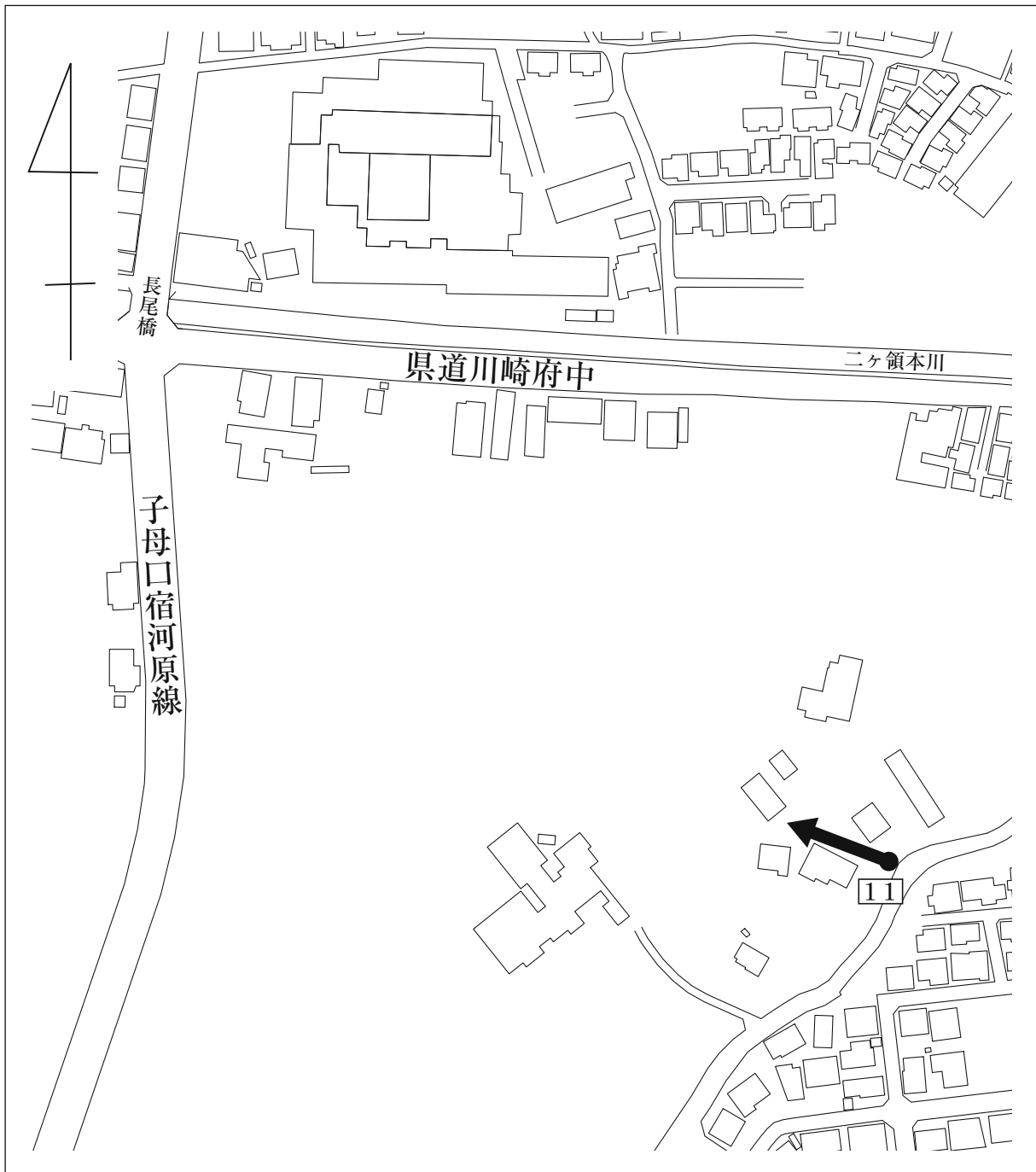
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区长尾3丁目地内）

整理番号 1 1



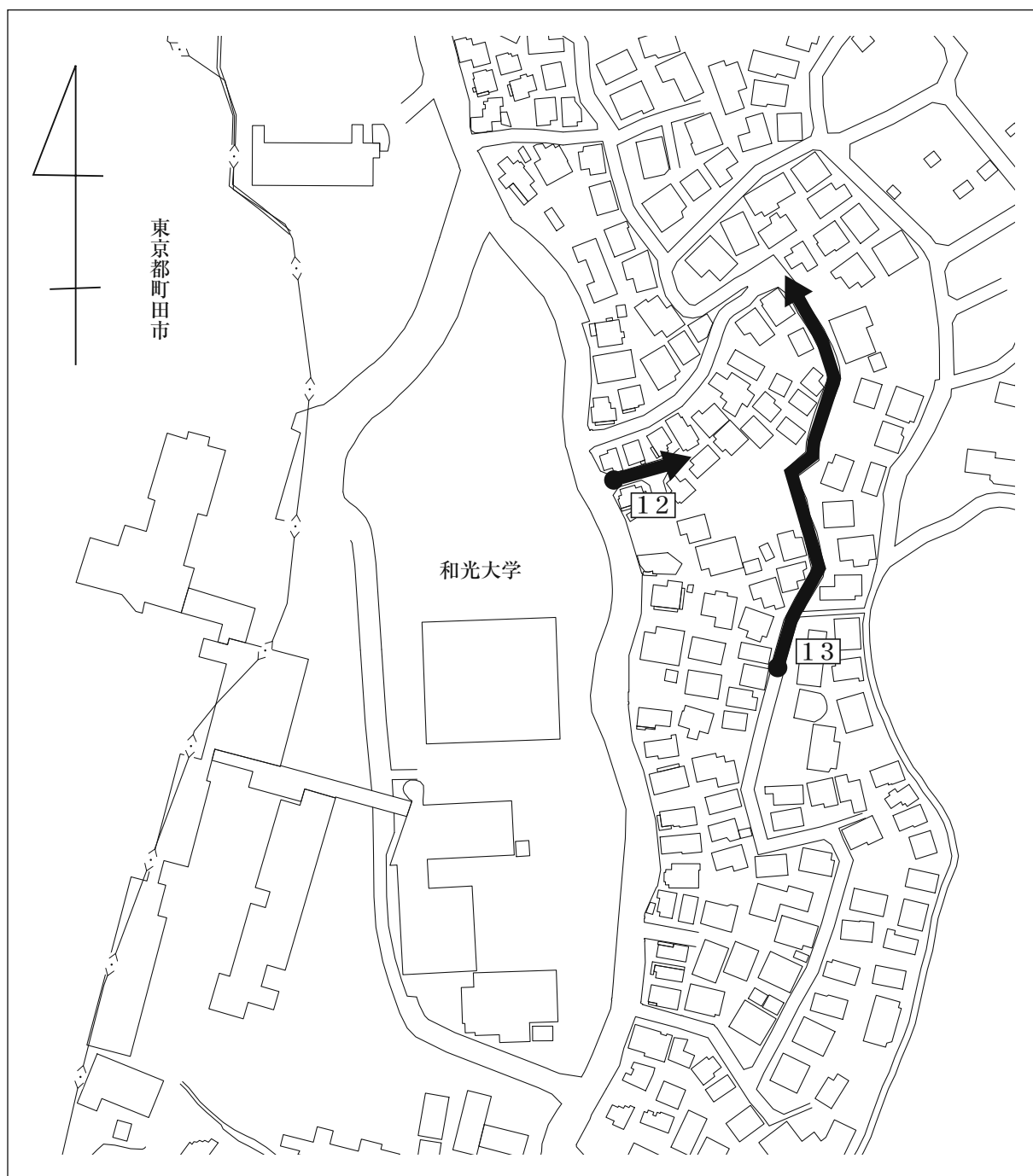
認 定 理 由

図面番号⑪

本箇所は、測量助成適用団地内の道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区岡上地内）

整理番号 12、13



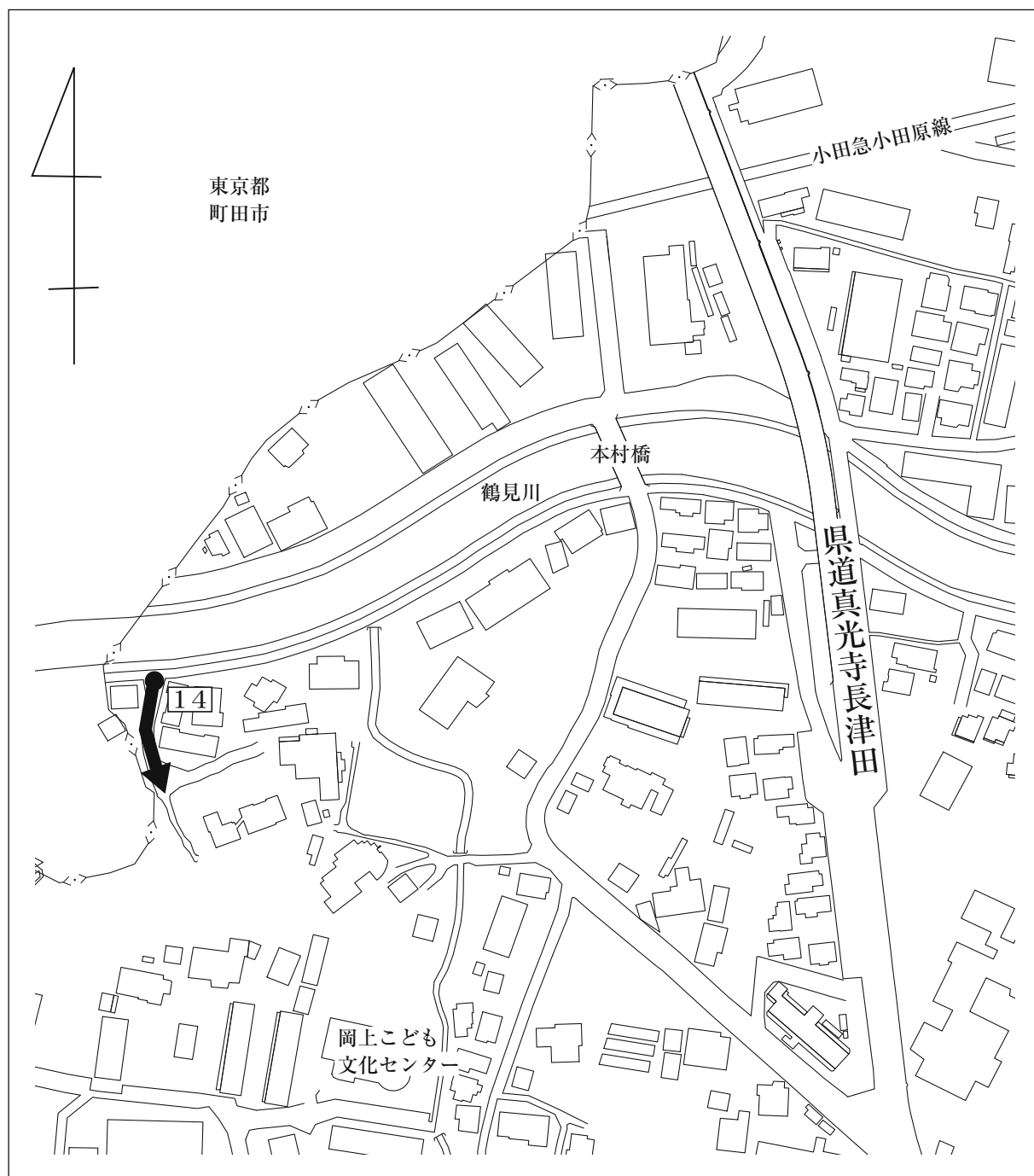
認定理由

図面番号⑫

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区岡上地内）

整理番号 1 4



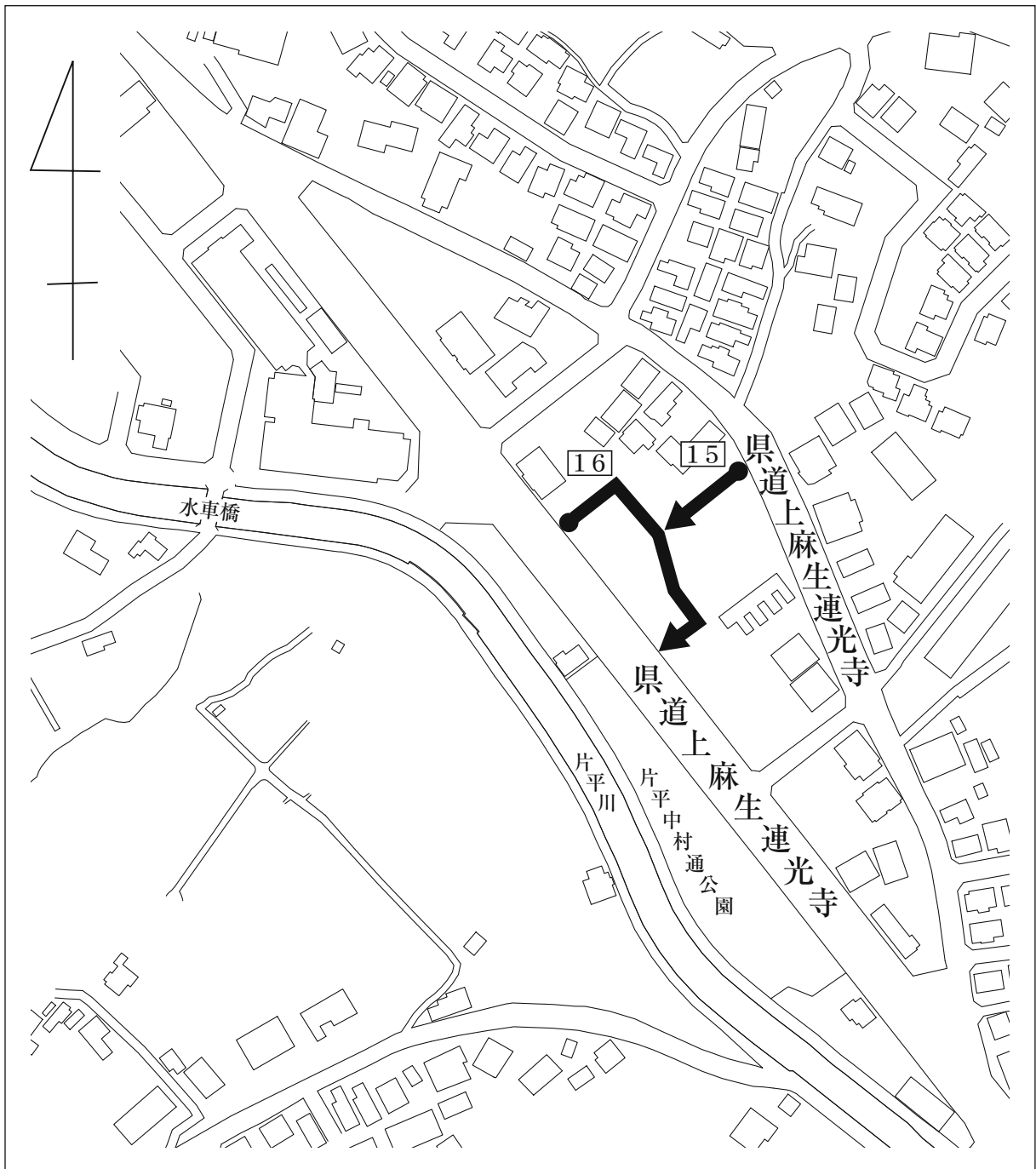
認定理由

図面番号⑬

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区片平6丁目地内）

整理番号15、16



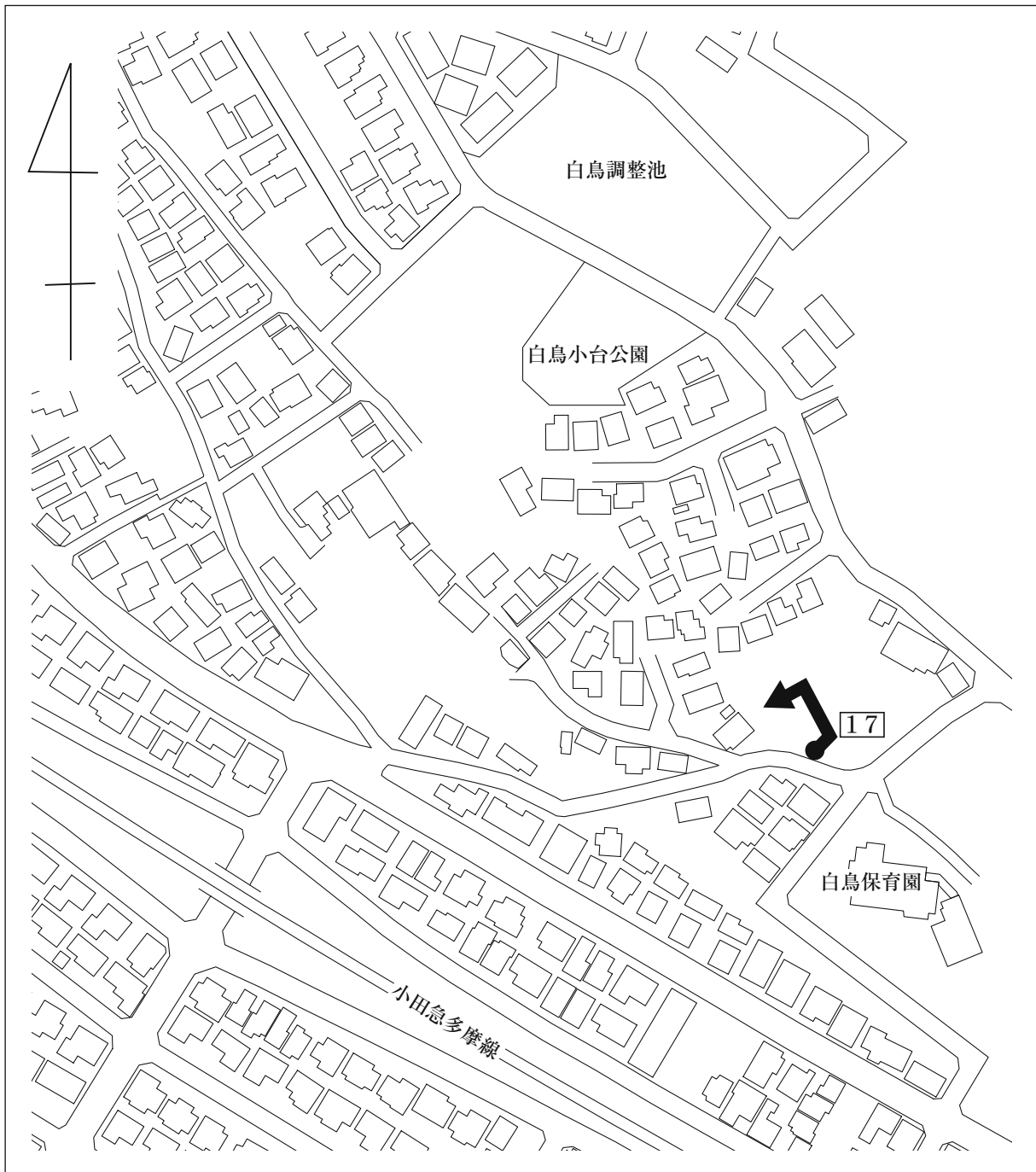
認 定 理 由

図面番号⑭

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区白鳥4丁目地内）

整理番号17



廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区東有馬4丁目地内）

整理番号18



廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要なないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区宿河原2丁目地内）

整理番号19



廃止理由

図面番号⑰

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区上麻生6丁目地内）

整理番号20

